

平成25年6月28日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第 30号 草津市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議第 31号 草津市学校給食センター管理運営規程の一部を改正する訓令案
- 議第 32号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第 33号 臨時代理の承認を求めることについて

議第30号

草津市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成25年6月28日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

草津市学校給食センター設置条例施行規則（昭和48年草津市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第9条から第11条までを削り、第12条を第9条とする。

付 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

草津市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
<p>第1条 (略)</p> <p>(管理運営)</p> <p>第2条 教育委員会は、草津市学校給食センター (以下「給食センター」という。) の管理運営に関する基本を定めるとともに、次の各号に掲げる事項を決定する。</p> <p>(1) 毎年度の給食の実施計画</p> <p>(2) 児童の保護者が納入すべき給食費の額</p> <p>(3) その他給食の実施に関し必要な事項</p> <p>第3条～第8条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(管理運営)</p> <p>第2条 教育委員会は、草津市学校給食センター (以下「給食センター」という。) の管理運営に関する基本を定めるとともに、次の各号に掲げる事項を決定する。</p> <p>(1) 毎年度の給食の実施計画</p> <p>(2) 児童の保護者が納入すべき給食費の額</p> <p>(3) その他給食の実施に関し必要な事項</p> <p><u>2 教育委員会は、前項各号に規定する事項のうち、必要なものについては、第9条に規定する草津市学校給食センター給食センター運営委員会の意見を聞くものとする。</u></p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p><u>(運営委員会)</u></p> <p>第9条 教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項および給食センターの運営について審議するため、草津市学校給食センター運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を置く。</p> <p><u>2 運営委員会は、委員25人以内をもって組織し、教育委員会が次の各号に掲げる者の中から委嘱または任命する。</u></p> <p>(1) <u>各小学校長</u></p> <p>(2) <u>小学校のPTA会長代表</u></p> <p>(3) <u>滋賀県草津保健所長または同所職員</u></p> <p>(4) <u>学校給食主任代表</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる職以外の学識経験者</u></p> <p><u>(運営委員の任期)</u></p> <p>第10条 <u>運営委員会の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>

草津市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
<p>第10条 (略) 付 則 <u>この規則は、平成25年7月1日から施行する。</u></p>	<p><u>2 運営委員会委員が欠けた場合において、新たに委嘱または任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>(運営委員会組織)</u> <u>第11条 運営委員会に次の役員を置く。</u> <u>(1) 会長 1人</u> <u>(2) 副会長 1人</u> <u>2 会長および副会長は、委員の互選による。</u> <u>3 会長は、必要に応じて会議を招集し、主宰する。</u> <u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</u> <u>第12条 (略)</u></p>

○草津市学校給食センター設置条例施行規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市学校給食センター設置条例（昭和48年草津市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理運営）

第2条 教育委員会は、草津市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理運営に関する基本を定めるとともに、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 毎年度の給食の実施計画
- (2) 児童の保護者が納入すべき給食費の額
- (3) その他給食の実施に関し必要な事項

2 教育委員会は、前項各号に規定する事項のうち、必要なものについては、第9条に規定する草津市学校給食センター運営委員会の意見を聞くものとする。

（職員）

第3条 給食センターに所長を置く。ただし、必要に応じ給食センターに専門員を置くことができる。

2 前項に掲げる者のほか必要があると認めるときは、その他の職員を置くことができる。

（職務）

第4条 所長は、上司の命を受け、所管の事務を所轄し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか職務については、草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則（昭和58年草津市教育委員会規則第1号）を準用する。

（業務）

第5条 給食センター業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設および労務の管理その他必要な事務に関すること。
- (2) 献立作成、調理・衛生・管理および栄養の調査研究に関すること。
- (3) 調理に関すること。
- (4) 給食物資の調達に関すること。

（所長の専決事項）

第6条 所長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、異例に属する事項または疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 給食センターの施設および設備の管理に関すること。
- (2) 草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）別表第1号および第3号の課長の専決事項に関すること。

（業務報告）

第7条 所長は、毎月における給食センターの業務の概況および給食数を、翌月5日までに教育長に報告しなければならない。

（学校給食主任）

第8条 草津市立小学校に学校給食主任を置く。

- 2 学校給食主任は、給食センターとの事務連絡に努め、献立および給食指導の研究を行う。

（運営委員会）

第9条 教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項および給食センターの運営について審議するため、草津市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、委員25人以内をもつて組織し、教育委員会が次の各号に掲げる者の中から委嘱または任命する。

- (1) 各小学校長
- (2) 小学校のPTA会長代表
- (3) 滋賀県草津保健所長または同所職員
- (4) 学校給食主任代表
- (5) 前各号に掲げる職以外の学識経験者

（運営委員の任期）

第10条 運営委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 運営委員会委員が欠けた場合において、新たに委嘱または任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営委員会組織）

第11条 運営委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長および副会長は、委員の互選による。

3 会長は、必要に応じて会議を招集し、主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、給食センターの運営について、必要な事項は、教育委員会にはかつて、教育長がこれを定める。

付 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則 (昭和52年5月2日教委規則第7号) 抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

議第31号

草津市学校給食センター管理運営規程の一部を改正する訓令案

上記の議案を提出する。

平成25年6月28日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市学校給食センター管理運営規程の一部を改正する訓令

草津市学校給食センター管理運営規程（昭和48年草津市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第4条および第4条の2を削り、第5条を第4条とし、第6条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

○草津市学校給食センター管理運営規程

昭和48年3月24日

教委訓令第6号

改正 昭和54年5月18日教委訓令第10号

昭和56年9月12日教委訓令第2号

昭和58年9月24日教委訓令第6号

平成2年3月31日教委訓令第1号

平成11年3月15日教委訓令第1号

平成11年7月1日教委訓令第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市学校給食センター設置条例(昭和48年草津市条例第10号)および草津市学校給食センター設置条例施行規則(昭和48年草津市教育委員会規則第15号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、草津市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の管理および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 給食センターが給食を実施しない日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 滋賀県草津市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年草津市教育委員会規則第2号)第3条第1項および第2項で休業日とする日
- (2) 土曜日
- (3) 各学期の始業日および終業日
- (4) 教育委員会が特に指定する日

(給食基本予定人数)

第3条 草津市立小学校の各学校長(以下「各学校長」という。)は、毎年度当初に当該年度の初回の給食実施日に給食を受ける給食基本予定人数(以下「予定人数」という。)を給食センターの所長(以下「所長」という。)に届け出なければならない。

2 各学校長は、第2回以降の給食実施予定日における予定人数が直前の給食予定日における予定人数と変更が生じたときは、そのつど速やかに変更する予定人数を所長に届け出なければならない。

(献立作成委員会)

第4条 児童の嗜好に応じた幅広い献立を作成するため、献立作成委員会を設置する。

2 献立作成委員会は、栄養量の確保、安全食の供給、価格の適正、施設・設備、調理人員等を重視して献立の作成をしなければならない。

3 献立作成委員会の運営およびその他必要な事項は、別に定める。

(物資選定委員会)

第4条の2 学校給食にふさわしい物資を選定するため、物資選定委員会を設置する。

2 所長は、物資の調達で必要と認めるときは、物資選定委員会に諮るものとする。

3 物資選定委員会の運営およびその他必要な事項は、別に定める。

(物資の管理)

第5条 所長は、給食用物資（以下「物資」という。）を調達したときは、物資を検収し、物資の保管場所および保管方法等を考慮して安全かつ衛生的な管理をしなければならない。

2 所長は、保管物資の受払いについては、受払簿に記帳し残量等を正確に把握しなければならない。

(調理計画)

第6条 所長は、調理計画を作成し、調理能率および食品衛生上遺憾のないようにしなければならない。

(調理等)

第7条 調理を行う者は、栄養士の指示のもとに、次の事項に留意して調理等を行わなければならない。

- (1) 調理前に、所定の服装に整え、手指の消毒を行うこと。
- (2) 食品を点検し、調理に適するかどうか確認すること。
- (3) 機械機具を清潔にし、消毒を完全に行うこと。
- (4) なま物は当日調理し、完全に熱処理すること。
- (5) 所定の時間内に敏速、的確かつ合理的に調整するよう努めること。
- (6) 予定人数を確認のうえ、調理量の過不足のないよう注意すること。
- (7) 所定の栄養量が確実に摂取できるよう注意すること。
- (8) 予定人数に基づき、学級単位に公平に盛付を行うこと。

(9) 所長が定める配送計画表に基づき、食缶および食器類をコンテナに格納すること。

(検食・保存食)

第8条 所長は、児童が食する前に給食を喫食し、異常の有無を確認しなければならない。

2 所長は、事故発生に備え、当日調理する食材料および調理済み食品を、専用冷凍庫で-20℃以下、2週間以上保存しなければならない。

(輸送時の注意)

第9条 コンテナの輸送担当者(以下「輸送担当者」という。)は、配送計画表に従い、正確に所定の時間に、所定の場所へ輸送しなければならない。

2 輸送担当者は、次の事項に注意しなければならない。

(1) コンテナの積み降しについては、ていねいに取扱い、輸送中の汚染防止に万全を期すること。

(2) 常に交通安全に心掛け、事故防止に万全を期すること。

(3) 輸送途中において不測の事故等が発生した場合は、直ちに所長に報告し指示を受けること。

(4) 輸送中の車の時速は、50km以内とする。

(コンテナの取扱い)

第9条の2 輸送時および学校でのコンテナの取扱いは次のとおりとする。

(1) コンテナを取り扱う場合は、他に使用しない清潔な専用の手袋を使用しなければならない。

(2) 学校到着後、所長が指定する職員および施行規則第8条第1項の学校給食主任以外の者がコンテナを取扱わないこと。

(食缶および食器類の回収)

第10条 各学校長は、給食終了後、学校で処理する以外の残飯を食缶等に入れ、食缶および食器類をもとのコンテナに納めなければならない。

2 各学校長は、食缶および食器類の破損または紛失等がないかを点検し、破損または紛失等があるときは、所長に報告しなければならない。

3 輸送担当者は、第1項のコンテナをその日のうちに回収しなければならない。

(残飯の処理)

第11条 給食センターは、学校で処理する以外の残飯を回収しなければならない。

2 所長は、この残飯の状況を検討し、献立、調理等の改善の資料とするものとする。

(洗浄、消毒等)

第12条 食缶および食器類は、回収後直ちに洗浄し、消毒し、所定の位置に清潔に保管しなければならない。

(調理室の管理)

第13条 調理室の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、次に定めるところにより、調理室の管理を行うものとする。

- (1) 調理室は調理開始前に清掃を完了し、機械その他器具および電気、水道、ガスならびに蒸気等の点検を終えること。
 - (2) 調理用機械器具の取扱いについては、事故防止および保全に努めること。
 - (3) 火気について充分注意すること。
 - (4) 調理終了後の清掃、整理および点検を行い翌日の作業に支障のないよう整備すること。
 - (5) 調理室内には、関係者以外の入室は許可しないこと。
 - (6) 調理室への出入には、そのつど所定の履物と履き替えること。
- 2 管理責任者は、調理室使用后、火気等の安全を確認し、所長に報告すること。
- 3 管理責任者は、所長が別に定める。

(調理室の衛生管理)

第14条 調理室における衛生管理は、次のとおりとする。

- (1) 衛生管理責任者は、調理室の環境衛生、食品の取扱いおよび食中毒ならびに感染症の予防に関する指導および助言を必要に応じ健康福祉センター等から受け、職員への衛生管理の指導を行うこと。
- (2) 調理室を清潔にし、常に整理整頓に努めること。
- (3) 調理室の排水、採光および換気等の状態を常に注意し、適正な管理に努めること。
- (4) 調理室の機械および器具類の取扱いは、衛生的に行い、必要に応じて専門的検査を実施すること。

(5) 厨芥、残菜および残飯は、毎日処理すること。

(ボイラーの管理)

第15条 ボイラーの管理については、次に定めるとおりとする。

- (1) ボイラーの担当者は、ボイラーの操作方法を熟知し、危険防止に万全を期すること。
- (2) ボイラーの性能を把握し、調理および洗浄等の作業計画に基づき、能率的に運転すること。
- (3) ボイラー室内外の整理整頓および機械の保全に努め、万一異常を認めた場合は、速やかに所長に報告すること。
- (4) 燃料の保管および受払いを明確にし、燃料の節約に努めること。
- (5) ボイラー室には、関係者以外の入室を許可しないこと。
- (6) ボイラーの使用後は、火気等の安全を確認のうえ、ボイラー日誌を記入し所長に報告すること。

(輸送車の管理)

第16条 輸送車の管理については、次に定めるところによる。

- (1) 輸送車は、給食輸送および給食付随業務以外には使用しないものとする。
- (2) 輸送担当者は、輸送業務終了後、車両の洗車および点検を行い、翌日の輸送業務に支障がないようにし、所定の場所に保管するものとする。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、業務の特殊性に鑑み、健康確保の徹底を期するため、次の健康診断を受けなければならない。

- (1) 検便 毎月2回実施する。
- (2) 結核検診 年1回実施する。
- (3) 健康診断 年1回実施する。
- (4) 健康相談 年2回実施する。
- (5) 予防接種 所長が必要と認めたときに実施する。

2 職員は、感染症等による就業制限を受けた場合は、速やかに所長に届け出なければならない。

(公簿書類)

第18条 給食センターに備えつける公簿書類は、次のとおりとする。

出勤簿 給食日誌 備品台帳 給食台帳 物資受払簿 献立表綴 文書綴 運転日誌
ボイラー日誌 警備日誌 その他関係書類

付 則

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則 (昭和54年5月18日教委訓令第10号)

この訓令は、昭和54年5月17日から施行する。

付 則 (昭和56年9月12日教委訓令第2号)

この訓令は、昭和56年9月13日から施行する。

付 則 (昭和58年9月24日教委訓令第6号)

この訓令は、昭和58年9月26日から施行する。

付 則 (平成2年3月31日教委訓令第1号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月15日教委訓令第1号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年7月1日教委訓令第5号)

この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

議第32号

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年6月28日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市社会教育委員設置条例(昭和37年条例第16号)第2条の規定により、草津市社会教育委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学校教育	北島 泰雄	常盤小学校校長
社会教育	加藤 晴人	公募
	山田 ひかる	笠縫学区まちづくり協議会地域協働合校推進委員会
家庭教育	末谷 朋美	草津市PTA連絡協議会会長

草津市社会教育委員設置条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条の規定により、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の構成)

第2条 委員は法第15条第2項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員によって補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員は互選により委員長および副委員長それぞれ1人を選任する。

2 委員長および副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は会議を主宰する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、これを代理する。

(その他)

第6条 その他必要な事項については教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

議第 33 号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 28 日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、県費負担教職員の懲戒について内申することにつき、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したから、委員会に報告し、その承認を求める。

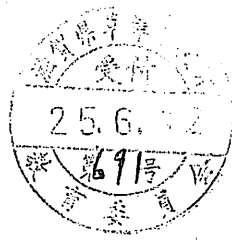
平成25年6月28日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 監査結果の報告について
- (2) 草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正する要綱について
- (3) 草津市英語検定料補助金交付要綱について
- (4) 草津市漢字検定料補助金交付要綱について
- (5) 志津小学校大規模改造工事について
- (6) 常盤小学校大規模改造Ⅰ期工事について
- (7) 総合体育館耐震補強・大規模工事について
- (8) 寄付受入れ報告について



監 発 第 1 5 9 号
平成25年6月12日

草津市教育委員会委員長 様

草津市監査委員 平井 文雄
草津市監査委員 西垣 和美

定期監査結果報告の提出について
地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

記

監 査 期 日	監 査 対 象 機 関
平成25年4月22日	志津南小学校
平成25年4月24日	矢倉小学校
平成25年4月30日	高穂中学校
	常盤小学校
平成25年5月 2日	老上中学校
平成25年5月 7日	南笠東小学校

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
志津南小学校	平成 25 年 4 月 22 日	平成 24 年度	平井 文雄 西垣 和美

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。
- (2) 準公金の取扱い状況について
保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされており良好に管理されている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議されたい。
また、校舎増築工事期間中の安全対策に十分留意されたい。
- (2) 準公金の取扱い状況について
特になし
- (3) その他
 - ① 自動体外式除細動器（AED）は点検記録を作成されたい。
 - ② 警察への緊急通報装置は、年 1 回通報訓練を実施されたい。
 - ③ ホームページは最新の情報を掲載されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
矢倉小学校	平成 25 年 4 月 24 日	平成 24 年度	平井 文雄 西垣 和美

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。

- (2) 準公金の取扱い状況について

保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議されたい。

なお、トイレの不具合による長期に亘る使用制限箇所は早急に改善されたい。

- (2) 準公金の取扱い状況について

平成 24 年 6 月より現金での取り扱いから振り込みにより処理されているが、入金遅延者への対応は学校組織として取り組まれない。

- (3) その他

- ① 自動体外式除細動器（AED）は点検記録を作成されたい。
- ② ホームページは最新の情報を掲載されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
常盤小学校	平成 25 年 4 月 30 日	平成 24 年度	平井 文雄 西垣 和美

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。
- (2) 準公金の取扱い状況について
保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされており良好に管理されている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議されたい。
理科準備室の薬品の管理は、薬品出納簿に記入し管理の徹底を図られたい。
なお、本年7月から9月にかけて校舎棟の大規模改修工事が予定されており、工事期間中の安全管理に万全を期されたい。
- (2) 準公金の取扱い状況について
特になし
- (3) その他
 - ① 自動体外式除細動器（AED）は毎日点検し点検記録を作成されたい。
 - ② 警察への緊急通報装置は、年1回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
南笠東小学校	平成 25 年 5 月 7 日	平成 24 年度	平井 文雄 西垣 和美

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。
- (2) 準公金の取扱い状況について
保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされており概ね良好に管理されている。
なお、現金で徴収された準公金は預金されるまでの約一週間は校長室内の金庫で保管されている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議されたい。
なお、校内電話の不通箇所については早急に改善されたい。
- (2) 準公金の取扱い状況について
現金で徴収された準公金は速やかに預金されたい。また、収入・支出に関する書類は管理職決裁のうえ処理されるのが望ましい。
- (3) その他
 - ① 自動体外式除細動器（AED）は毎日点検し点検記録を作成されたい。
 - ② 警察への緊急通報装置は、年 1 回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
高穂中学校	平成 25 年 4 月 30 日	平成 24 年度	平井 文雄 西垣 和美

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されている。
- (2) 準公金の取扱い状況について
保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され収支報告もなされている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議されたい。
理科準備室の薬品の管理は、薬品出納簿を整備し管理の徹底を図られたい。
- (2) 準公金の取扱い状況について
出納簿の整備ならびに収入調書を作成されたい。また、入金遅延者への対応は学校組織として取り組まれたい。
- (3) その他
 - ① 自動体外式除細動器（AED）は毎日点検し点検記録を作成されたい。
 - ② 警察への緊急通報装置は、年 1 回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
老上中学校	平成 25 年 5 月 2 日	平成 24 年度	平井 文雄 西垣 和美

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されている。
なお、グラウンド内に老上小学校の仮設校舎が設置されている。
- (2) 準公金の取扱い状況について
保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされており良好に管理されている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会等と協議されたい。
理科準備室の薬品の管理は、薬品庫の施錠と薬品出納簿を整備し管理の徹底を図られたい。
- (2) 準公金の取扱い状況について
入金遅延者への対応は学校組織として取り組まれたい。
- (3) その他
 - ① 自動体外式除細動器（AED）は毎日点検し点検記録を作成されたい。
 - ② 警察への緊急通報装置は、年 1 回通報訓練を実施されたい。



監 発 第 1 5 8 号

平成25年6月12日

子ども家庭部長 様

草津市代表監査委員

定期監査の結果について（通知）

先に実施しました貴所管にかかる定期監査の結果を別紙のとおり通知します。

なお、監査結果については、副部長、施設長に周知をお願いします。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
玉川幼稚園	平成 25 年 4 月 22 日	平成 24 年度	平井 文雄 西垣 和美

1 監査対象とした事項

- (1) 園舎・園庭の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 園舎・園庭の維持管理について

園舎、園庭とも良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。

- (2) 準公金の取扱い状況について

保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされており良好に管理されている。

園舎・園庭の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、以下の点について一部改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な業務の執行に取り組まれない。

【意見・指摘事項】

- (1) 園舎・園庭の維持管理について

平成 25 年度に予定されている避難用滑り台の改修工事については、工事期間中の安全対策に万全を期されたい。

- (2) 準公金の取扱い状況について

特になし

- (3) その他

- ① 自動体外式除細動器 (AED) は毎日点検し点検記録を作成されたい。
- ② ホームページは最新の情報を掲載されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
笠縫東幼稚園	平成 25 年 4 月 24 日	平成 24 年度	平井 文雄 西垣 和美

1 監査対象とした事項

- (1) 園舎・園庭の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

(1) 園舎・園庭の維持管理について

園舎、園庭とも良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。

(2) 準公金の取扱い状況について

保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされており良好に管理されている。

園舎・園庭の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

【意見・指摘事項】

特になし

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
常盤幼稚園	平成 25 年 4 月 30 日	平成 24 年度	平井 文雄 西垣 和美

1 監査対象とした事項

- (1) 園舎・園庭の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

(1) 園舎・園庭の維持管理について

園舎、園庭とも良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。

(2) 準公金の取扱い状況について

保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされており良好に管理されている。

園舎・園庭の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

【意見・指摘事項】

特になし

○草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

昭和59年7月21日

告示第109号

改正 昭和60年6月15日公示第62号

昭和61年7月1日公示第83号

昭和62年6月15日公示第74号

昭和63年6月1日公示第68号

平成元年6月19日公示第86号

平成2年6月14日公示第4号

平成3年7月1日公示第79号

平成4年6月15日公示第91号

平成5年6月15日公示第64号

平成6年6月15日公示第57号

平成7年6月1日公示第67号

平成10年7月1日公示第123号

平成12年6月1日公示第134号

平成14年5月31日告示第102号

平成17年6月1日告示第105号

平成18年6月1日告示第139号

平成19年6月1日告示第129号

平成20年5月30日告示第106号

平成21年6月1日告示第116号

平成24年6月1日告示第115号

平成25年5月31日告示第158号

(趣旨)

第1条 市長は、幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、

この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業は、設置者が当該幼稚園に在園する3歳児・4歳児・5歳児の保護者(本市に居住する者に限る。)に対し保育料および入園料(以下「保育料等」と総称する。)を減免する事業とし、補助対象世帯および補助金の額は、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日文科大臣裁定)によるものとする。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 保育料等減免措置に関する調書(別記様式第2号)
- (3) 保育料等の額を明らかにする書類

(概算払)

第4条 規則第6条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第16条第2項の規定により概算払を受けることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、私立幼稚園就園奨励費補助金概算払請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(減免措置の方法の報告)

第5条 補助事業者は、当該年度の12月25日までに保育料等の減免措置の方法を市長に報告しなければならない。

(実績報告書)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期限は、事業完了後15日以内または3月20日までのいずれか早い日とする。

- (1) 事業実績書(別記様式第4号)
- (2) 保育料等減免確認書(別記様式第5号)

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別にさだめる。

付 則

この要綱は、昭和59年7月21日から施行し、昭和59年度以降の補助金について適用する。

付 則 (昭和60年6月15日公示第62号)

この要綱は、昭和60年6月15日から施行し、昭和60年度以降の補助金について適用する。

付 則 (昭和61年7月1日公示第83号)

この要綱は、昭和61年7月1日から施行し、昭和61年度以降の補助金について適用する。

付 則 (昭和62年6月15日公示第74号)

この要綱は、昭和62年6月15日から施行し、昭和62年度以降の補助金について適用する。

付 則 (昭和63年6月1日公示第68号)

この要綱は、昭和63年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、昭和63年度以降の補助金について適用する。

付 則 (平成元年6月19日公示第86号)

この要綱は、平成元年6月19日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成元年度以降の補助金について適用する。

付 則 (平成2年6月14日公示第4号)

この要綱は、平成2年6月14日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成2年度以降の補助金について適用する。

付 則 (平成3年7月1日公示第79号)

この要綱は、平成3年7月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成3年度以降の補助金について適用する。

付 則 (平成4年6月15日公示第91号)

この要綱は、平成4年7月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成4年度以降の補助金について適用する。

付 則 (平成5年6月15日公示第64号)

この要綱は、平成5年6月15日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費

補助金交付要綱の規定は、平成5年度以降の補助金について適用する。

付 則（平成6年6月15日公示第57号）

この要綱は、平成6年6月15日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成6年度以降の補助金について適用する。

付 則（平成7年6月1日公示第67号）

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成7年度以降の補助金について適用する。

付 則（平成10年7月1日公示第123号）

この要綱は、平成10年7月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成10年度以降の補助金について適用する。

付 則（平成12年6月1日公示第134号）

この要綱は、平成12年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成12年度以降の補助金について適用する。

付 則（平成14年5月31日告示第102号）

この要綱は、平成14年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成14年度以降の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成17年6月1日告示第105号）

この要綱は、平成17年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成17年度以降の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成18年6月1日告示第139号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成19年6月1日告示第129号）

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

付 則（平成20年5月30日告示第106号）

この要綱は、平成20年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成21年6月1日告示第116号）

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

付 則（平成24年6月1日告示第115号）

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

付 則（平成25年5月31日告示第158号）

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成25年度以降の補助金について適用する。

別記様式第1号(第3条第1号関係)

事業計画書

幼稚園名

1 総括表

区 分		3歳児(人)	4歳児(人)	5歳児(人)	計(人)	事業費(円)
小学校 1～3年生の兄弟の有無不問	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
小学校 1～3年生の兄弟有	第2子					
	第3子以降					
	計					

2 内訳表(第1子)※兄弟不問の場合

保育料等減免措置 階 層 区 分		減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税	3歳児				

額 77,100 円以下の世帯	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
合 計	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
総 計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

3 内訳表(第 2 子)※兄弟不問の場合

保育料等減免措置 階 層 区 分		減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A×B
		円	円	人	円
生活保護世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税非課税世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割非課税世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					

市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
合 計	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
総 計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

4 内訳表(第 2 子)※兄弟がいる場合

保育料等減免措置 階 層 区 分	減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A×B
	円	円	人	円
生活保護世帯	3 歳児			
	4 歳児			
	5 歳児			
計				
市民税非課税世帯	3 歳児			
	4 歳児			
	5 歳児			
計				
市民税所得割非課 税世帯	3 歳児			
	4 歳児			

	5歳児				
計					
市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

5 内訳表(第3子)※兄弟不問の場合

保育料等減免措置 階層区分		減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					

市民税所得割非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
上記以外の区分の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

6 内訳表(第3子)※兄弟がいる場合

保育料等減免措置 階層区分	減免額	A 補助対象 経費	B 補助対象 人員	A×B	
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				

	5 歳児				
計					
市民税非課税世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割非課税世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
合 計	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
総 計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

様式第2号(第3条第2号関係)

保育料減免措置に関する調書

年 月 日 作成

在園幼児の氏名 年 月 日生 満 歳 月 (いずれかに○印)・5歳児・4歳児・3歳児		在園幼稚園名 幼稚園			
上記以外の就園児状況(該当すべてに○印および就園先を記入) ・5歳児 (就園先)() ・4歳児 () ・3歳児 ()					
幼児の属する世帯の状況(6月1日現在)					
氏 名	生 年 月 日 (満年齢)	続 柄	小 学 校 の 学 年	市 民 税 課 税 額	
				均等割額	所得割額
	年 月 日 (歳)			円	円
	年 月 日 (歳)				
	年 月 日 (歳)				
	年 月 日 (歳)				
	年 月 日 (歳)				
	年 月 日 (歳)				
保 護 者 の 現住所・氏名	現住所		氏名	印	
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。 幼稚園長 または 設置者 草津市長 様 年 月 日					

備考

- 「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計をともにする者について記入すること。
- 市民税の課税(非課税)証明書または市民税の納税通知書(写)を添付すること。ただし、生活保護世帯については、福祉事務所長の証明書によって代えることができる。

様式第3号(第4条第2項関係)

草津市私立幼稚園就園奨励費補助金概算払請求書

金 _____ 円

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知があつた草津市私立幼稚園就園奨励費補助金を上記のとおり概算払で交付されるよう、草津市補助金等交付規則第16条第2項の規定により請求します。

年 月 日

草津市長 様

設置者名

請求者
幼稚園名
住 所
印

1 総括表

区 分		3歳児(人)	4歳児(人)	5歳児(人)	計(人)	事業費(円)
小学校 1～3年生の兄弟の有無不問	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
小学校 1～3年生の兄弟有	第2子					
	第3子以降					
計						

2 内訳表(第1子)※兄弟不問の場合

保育料等減免措置階層区分		減 免 額	A 補助対象経費	B 補助対象人員	A×B
		円	円	人	円
生活保護世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税	3歳児				

額 77,100 円以下の世帯	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
合 計	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
総 計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

3 内訳表(第 2 子)※兄弟不問の場合

保育料等減免措置 階 層 区 分	減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A×B
	円	円	人	円
生活保護世帯	3 歳児			
	4 歳児			
	5 歳児			
計				
市民税非課税世帯	3 歳児			
	4 歳児			
	5 歳児			
計				
市民税所得割非課 税世帯	3 歳児			
	4 歳児			
	5 歳児			

計					
市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
合 計	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
総 計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

4 内訳表(第 2 子)※兄弟がいる場合

保育料等減免措置 階 層 区 分		減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A×B
		円	円	人	円
生活保護世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税非課税世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割非課	3 歳児				

税世帯	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

5 内訳表(第3子)※兄弟不問の場合

保育料等減免措置 階層区分	減免額	A 補助対象 経費	B 補助対象 人員	A×B
	円	円	人	円
生活保護世帯	3歳児			
	4歳児			
	5歳児			
計				
市民税非課税世帯	3歳児			
	4歳児			
	5歳児			

計					
市民税所得割非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
上記区分以外の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

6 内訳表(第3子)※兄弟がいる場合

保育料等減免措置 階層区分	減免額	A 補助対象 経費	B 補助対象 人員	A×B
生活保護世帯	3歳児 円	円	人	円

	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税非課税世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割非課税世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
市民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
計					
合 計	3 歳児				
	4 歳児				
	5 歳児				
総 計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

様式第5号(第6条第2号関係)

年 月 日

草津市長 様

保護者 住 所 草津市
氏 名

保 育 料 等 減 免 確 認 書

幼児
認めます。

にかかる保育料等について、次のとおり減免を受けたことを

記

減 免 額 _____ 円

通園幼稚園名 _____ 幼 稚 園

(備考)

この書類は、領収書と同様の意味を持つものですから、幼稚園の保育料等の減免措置が完了したときは、直ちに記名・押印のうえ幼稚園に提出してください。

草津市英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、草津市立中学校において、生徒の英語力および学習意欲の向上を図ることを目的に実施される英語検定の受験に係る保護者負担を軽減するため、予算の範囲内において草津市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「英語検定」とは、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定をいう。

(補助対象者および補助対象経費)

第3条 補助対象者は、草津市立中学校に在学する生徒の保護者とする。

2 補助金の対象となる経費は、草津市立中学校において実施される英語検定の受験に係る検定料（以下「検定料」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、検定料に対して生徒1人当たり500円とする。ただし、草津市就学援助費給付要綱（平成16年草津市告示第75号）第4条に規定する要保護者または準要保護者については、検定料の全額とする。

2 検定料に対する補助金の交付は、生徒1人当たり年1回とする。

(補助金の交付申請等の委任)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付申請、受領および実績報告について、草津市校長会会長（以下「校長会長」という。）に委任しなければならない。

2 校長会長は、前項に規定する委任を受けるときは、補助対象者から委任状（別記様式第1号）を徴するものとする。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第6条 校長会長は、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類をそろえ、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書および収支予算書
- (2) 前条第2項の委任状
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第7条 市長は、規則第16条第2項の規定により補助金を概算払により交付するものとする。

(補助事業等実績報告書の添付書類等)

第8条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

草津市漢字検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、草津市立小中学校において、児童生徒の漢字力および学習意欲の向上を図ることを目的に実施される漢字検定の受検に係る保護者負担を軽減するため、予算の範囲内において草津市漢字検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「漢字検定」とは、公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定をいう。

(補助対象者および補助対象経費)

第3条 補助対象者は、草津市立小中学校に在学する児童生徒の保護者とする。

2 補助金の対象となる経費は、草津市立小中学校において実施される漢字検定の受検に係る検定料（以下「検定料」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、検定料に対して児童生徒1人当たり700円とする。ただし、草津市就学援助費給付要綱（平成16年草津市告示第75号）第4条に規定する要保護者または準要保護者については、検定料の全額とする。

2 検定料に対する補助金の交付は、児童生徒1人当たり年1回とする。

(補助金の交付申請等の委任)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付申請、受領および実績報告について、草津市校長会会長（以下「校長会長」という。）に委任しなければならない。

2 校長会長は、前項に規定する委任を受けるときは、補助対象者から委任状（別記様式第1号）を徴するものとする。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第6条 校長会長は、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類をそろえ、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書および収支予算書
- (2) 前条第2項の委任状
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第7条 市長は、規則第16条第2項の規定により補助金を概算払により交付するものとする。

(補助事業等実績報告書の添付書類等)

第8条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

志津小学校大規模改造工事について

◎契約金額

工事種別	契約金額 (円)	請負業者
建 築	138,957,000	(株)奥村工務店
電気設備	26,244,750	滋賀大和電設工業(株)
機械設備	39,522,000	(株)山協
工事監理	3,780,000	(株)織田建築設計室

◎工事期限 平成25年9月20日

◎工事内容

□大規模改造工事

1. 校舎棟内装改修 (鉄筋コンクリート造3階建、約2,090㎡)

1階改修 ①職員室、校長室、保健室、昇降口等

②普通教室 (1室)

③便所 (1～3階共通)

2階改修 ①普通教室 (4室)

②図工室、家庭科室等

3階改修 ①普通教室 (4室)

②図書室、コンピュータ室等

2. 校舎棟外壁改修

・外壁のひび割れ、欠損部などの下地処理のうえ吹付け材塗装仕上

3. プール改修

・プールサイド防滑シート貼り

・プールサイドフェンス改修等

4. その他

・ポーチ、渡り廊下、通用門等外構改修

常盤小学校大規模改造 I 期工事について

◎契約金額

工事種別	契約金額 (円)	請負業者
建 築	156,450,000	(株)伊藤工務店
電気設備	37,054,500	(株)鎌田電気
機械設備	28,455,000	草津設備(株)
工事監理	4,305,000	(株)岡村設計

◎工事期限 平成25年10月15日

◎工事内容

□大規模改造工事

1. 校舎棟内装改修 (鉄筋コンクリート造3階建 (一部2階建)、約2,995㎡)

- 1階改修 ①普通教室 (1室)
 ②理科室、保健室、玄関等
 ③生徒用便所
- 2階改修 ①普通教室 (2室)
 ②特別活動室 (3室)
 ③職員室、校長室等
 ④職員用便所
- 3階改修 ①普通教室 (2室)
 ②図書室、会議室等

2. 校舎棟外壁改修

- ・外壁のひび割れ、欠損部などの下地処理のうえ吹付け材塗装仕上

3. エレベータ棟増築 (鉄骨造3階建、約35㎡)

- ・積載量：750kg、定員：11名、停止か所：3か所 (1～3階)

4. その他

- ・側溝、正門等外構改修

総合体育館耐震補強・大規模改修工事について

◎契約金額

工事種別	契約金額（円）	請負業者
建 築	206,398,500	(株)千商
機械設備	40,047,000	(株)早瀬水道
工事監理	6,090,000	建築事務所環境デザイン

◎工事期限 平成26年2月28日

◎工事内容

□耐震補強工事

- ①柱の増打ち補強（北面7か所、南面7か所）
- ②既設屋根鉄骨材の補強

□大規模改造工事

①1階改修

- ・玄関、通路、階段室
- ・便所（2か所）
- ・事務室

②2階改修

- ・通路、階段室
- ・便所（2か所）
- ・ホール、観覧席等

③耐震天井の設置（観覧席、アリーナ、その他諸室）

④外壁改修

□電気工事（7月下旬入札予定）

- ①受変電設備（キュービクル）の更新
- ②幹線ケーブルの更新 ほか

□機械工事

- ①受水槽の更新
- ②衛生器具の更新 ほか

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
パイプテント	3	100,000	300,000	草津市野路東三丁目3-18 平成23年度 保護者	平成24年 3月13日	玉川中学校
パイプテント	2	100,000	200,000	草津市野路東三丁目3-18 平成24年度 保護者	平成25年 3月12日	
小計			500,000			
合計			500,000			